

# 公益社団法人東京都診療放射線技師会 定款

## 現 行

### 第5章 総 会

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

### 第8章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会にて報告しなければならない。
- 2 前項の書類については主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は篠原健一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成24年5月26日改正、施行する。
- 5 平成26年6月22日改正、施行する。
- 6 平成29年6月18日改正、施行する。

## 改正案

### 第5章 総 会

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、事業計画書、収支予算書については総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

7 平成31年6月14日改正、施行する。

## 改正理由

第43条との齟齬があったため、(1)を削除。また、号の順番を入れ替えた。

総会への報告事項を明確にするとともに、変更時の対応も明文化した。

改正施行日